

(別添1)

令和8年7月30日

各都道府県多重債務者相談担当部局長

各都道府県商工担当部局長

殿

金融庁

日本弁護士連合会

日本司法書士会連合会

日本司法支援センター

「多重債務者相談強化キャンペーン 2026」に関する協力について（依頼）

多重債務問題を抜本的に解決するため、2007年4月、内閣に設置された多重債務者対策本部において「多重債務問題改善プログラム」が決定され、取り組むべき施策が取りまとめられました。

本プログラムに基づき、全国の自治体等における相談窓口の整備が進められてきたところですが、相談窓口の認知度の向上や潜在的な相談者の掘り起こし等を目的として、2008年度から「多重債務者相談強化キャンペーン」を毎年実施しております。

多重債務問題は一時と比べ落ち着きを見せているところですが、多重債務者は現在も相当数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要があるため、本年度も、9月1日から12月31日までの間に「多重債務者相談強化キャンペーン 2026」を実施することといたしました。

各都道府県におかれましては、本キャンペーンの趣旨に御理解を賜り、本キャンペーン期間中に、各都道府県の弁護士会及び司法書士会並びに中小企業団体（注）と共同で消費者及び事業者向けの多重債務に係る無料相談会を開催し、自殺対策の相談窓口や生活困窮者自立相談支援事業等の相談窓口、ギャンブル等依存症に関する相談拠点その他の部局等の債務者支援に資する施策を所管する関連部局等と連携するとともに、ヤミ金融の利用防止等に係る周知・広報を行うなど、是非、積極的な御協力をよろしくお願い申し上げます。

（注）全国の商工会議所及び商工会並びに都道府県中小企業団体中央会

なお、本キャンペーン期間中の取組については、各都道府県のお求めに応じ、各財務局・支局及び沖縄総合事務局において最大限の協力をいたしますので、必要があれば、お声掛けください。